



Q1 43歳になる前に申請しないと助成の対象にならないのですか？

A1 治療を受けた分を申請する時は、**治療を始めた日の妻の年齢**が43歳未満であればよいので、申請時に43歳になっていてもかまいません。ただし、申請は年度内に行ってください。なお、治療開始日と妻の誕生日が同日だった場合は、43歳とみなしますので助成対象となりません。

Q2 複数回の治療期間をまとめて1回分として申請することはできますか？

A2 1枚の申請書で申請できるのは、1回の治療期間に係る治療のみです。一度に複数回の治療期間の申請を行う場合は、それぞれの治療期間ごとに申請書を記入してください。なお、添付書類については、1回目に申請書に提出したものと2回目以降が同じ場合は省略することができます。

Q3 夫婦の住所が異なる場合、申請先はどうなりますか？

A3 申請者の住所が鹿児島県（鹿児島市を除く。）にある場合は申請できます。
 (例1) 夫がA県、妻が鹿児島県（鹿児島市を除く。）に居住している場合で、妻が申請者の場合はこの助成制度に申請できます。
 (例2) 夫婦のいずれかが鹿児島市を除く鹿児島県内に居住している場合は、県に申請できます。その場合において、夫婦のどちらかが鹿児島市に居住している場合は、鹿児島市の助成制度を活用できる場合もありますので、鹿児島市の詳細な助成制度につきましては、鹿児島市に直接、お問い合わせください。(問合せ先:鹿児島市母子保健課 電話:099-216-1485)

Q4 県の先進医療不妊治療費助成制度のほかには受けられる助成はありますか？

A4 一般不妊治療・生殖補助医療や不育症の治療に要した費用の助成を行っている市町村があります。また、生殖補助医療を受けた離島地域にお住まいの方を対象に、交通費や宿泊費を助成しています。詳しくは、市町村担当窓口へお問い合わせください。

県先進医療不妊治療費助成申請に必要な様式や不妊治療に関する県の制度等は県ホームページでご覧になれます。



鹿児島県 先進医療

検索

不妊・不育に関する相談窓口

医師・助産師・保健師等が相談員としてご相談者の意志とプライバシーを尊重しながら対応しますので、お気軽にご利用ください。相談はすべて無料です。

専門相談窓口《鹿児島大学病院》

相談日時	電話相談 月曜・金曜 (午後3時から午後5時まで)
	メール相談 随時 funin@pref.kagoshima.lg.jp メール相談は1週間程度お時間をいただくことがあります。
相談内容	不妊の検査・治療方法、不妊に関する専門的な相談、不妊治療に伴う悩みや不安等の相談、不育症の相談に医師・助産師等が対応します。
連絡先	不妊相談専用電話番号 099-275-6839
場所	鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号

一般相談窓口《各保健所》

相談日時	電話相談・面接相談 月曜から金曜 (午前8時30分から午後5時15分まで) ※閉庁日を除きます。
	相談内容 助成制度、不妊・不育に関する悩みや不安等の相談に保健師が対応します。
連絡先	助成金の申請窓口と同じ保健所です。
場所	



鹿児島県

先進医療不妊治療費助成制度のご案内

鹿児島県では、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、不妊に悩むご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用の生殖補助医療と併用可能な先進医療を受けるご夫婦に治療費の一部を助成しています。

1 対象となる方

生殖補助医療以外の治療法では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されたご夫婦で、次の全ての要件に該当する方が対象です。

- 保険適用による生殖補助医療と併用可能な先進医療(厚生労働大臣が定める不妊治療関連の技術)を受けた方であること。
- 助成の申請時において、夫もしくは妻のどちらか一方または両方が、鹿児島県(鹿児島市を除く。)に居住していること。
- ※鹿児島市に居住している方は、鹿児島市の不妊治療助成制度の対象になる場合もありますので、詳細は鹿児島市に直接、お問い合わせください。(問合せ先:鹿児島市母子保健課 電話:099-216-1485)
- 生殖補助医療の治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

2 対象となる治療

先進医療実施機関として厚生労働大臣へ届出または承認されている医療機関で行われる次の治療が対象です。

- 保険適用による生殖補助医療と併用可能な先進医療として厚生労働大臣が定める不妊治療関連の技術を用いた治療。

厚生労働省ホームページ
(厚生労働大臣の定める
先進医療実施医療機関) ▶



こども家庭庁ホームページ
(不妊治療における
先進医療の状況) ▶



3 助成額・助成回数等

〈助成額〉1組の夫婦に対し、先進医療費分の自己負担額の10分の7とし、10万円を上限とします。

- 以下の費用は助成の対象となりません。
 - ・食事代、文書料、差額ベッド代等治療に直接関係のない費用
 - ・他の地方公共団体(県内市町村を除く。)の助成制度等で助成された費用
 - ・自己都合により治療を中止した場合の費用

〈助成回数〉助成は、保険適用と併用可能な先進医療を用いた一連の治療につき1回とします。

一連の治療とは、「採卵または凍結胚移植のための「胚の解凍」から「妊娠確認」等に至るまでの生殖補助医療の実施の過程を指します。ただし、医師の判断等に基づき、治療計画を中止した場合等は、助成の対象となります。

〈胚移植の上限回数〉初回申請における治療開始日の妻の年齢によって助成上限回数が異なります。

- 40歳未満の方 ⇒ 43歳になるまでに1子あたり6回を上限に助成します。
- 40歳以上42歳以下の方 ⇒ 43歳になるまでに1子あたり3回を上限に助成します。

※助成の回数は他の都道府県・政令市等で助成を受けた回数を合算します。

前住所地が他の自治体である場合は、過去の助成歴について確認することがあります。

申請期限

生殖補助医療が終了した日の属する年度末(3月31日)までに申請してください。
 治療が3月に終了し、年度末までに申請が間に合わない場合は、4月30日まで(郵送の場合は消印日を申請日として取り扱います。)に申請してください。

期限日が閉庁日(土日祝日等)の場合は直前の閉庁日に申請してください。

※制度の適切な運用を図るため、治療終了後速やかに申請してくださるようお願いいたします。



鹿児島県子ども政策局子育て支援課

申請に必要なもの

準備する書類等	ポイント	チェック欄
 鹿児島県先進医療不妊治療費助成事業申請書	申請書は保健所でもらえます。 また、県のホームページから印刷できます。	☐
 先進医療不妊治療費助成事業受診等証明書	県のホームページから印刷できます。 医療機関が記入しますので、治療が終了したら依頼してください。	☐
 先進医療治療に係る領収書の原本 (医療機関が発行したもの)	先進医療不妊治療費助成事業受診等証明書に記載されている領収金額を確認するために必要です。 ・請求書やクレジット明細、医療機関が発行する「領収済証明書」※1では受け付けできません。治療内容の確認に必要なため、領収書と一緒に発行される「診療明細書」をご持参ください。 ・領収書を紛失した場合は、支払先に「領収(支払)証明書」※2を発行してもらうことで代用できます。	☐
 他の自治体で不妊治療に係る先進医療不妊治療費を含む助成を受けられたことがある場合	助成金額と内訳がわかる書類	☐
 世帯全員の住民票	世帯全員の続柄が記載されている住民票を添付してください。(子どもがいる夫婦は、必ず子どもが記載されている住民票を添付してください。)	☐
 振込口座が確認できる書類	通帳の写し等、金融機関名のほか、通帳の表紙裏面に記載の情報(支店名、口座名義)が確認できるものを添付してください。※郵送する場合は写しを同封してください。	☐

※1「領収済証明書」: 加入者証等を提示せず医師の診療を受け、医療費の全額を負担し、療養費・家族療養費を請求するときに「療養費・家族療養費等請求書」に添付するもの。

※2「領収(支払)証明書」: 領収書の再発行の代わりに支払いを証明するもの。

申請窓口

お住まいの市町村を管轄している保健所が申請窓口になります。
※鹿児島市に居住している方は、鹿児島市の不妊治療費助成制度の対象になる場合もありますので、直接、鹿児島市にお問い合わせください。
(問合せ先: 鹿児島市母子保健課 電話: 099-216-1485)

お住まいの市町村	申請窓口		
	保健所	所在地	電話番号
指宿市	指宿保健所	〒891-0403 指宿市十二町301	0993-23-3854
枕崎市、南さつま市、南九州市	加世田保健所	〒897-0001 南さつま市加世田村原2-1-1	0993-53-2315
日置市、いちき串木野市、三島村、十島村	伊集院保健所	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	099-273-2332
薩摩川内市、さつま町	川薩保健所	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3165
出水市、阿久根市、長島町	出水保健所	〒899-0202 出水市昭和町18-18	0996-62-1636
伊佐市	大口保健所	〒895-2511 伊佐市大口里53-1	0995-23-5103
霧島市、始良市、湧水町	始良保健所	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	0995-44-7953
曾於市、志布志市、大崎町	志布志保健所	〒899-7103 志布志市志布志町志布志2-1-11	099-472-1021
鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町	鹿屋保健所	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	0994-52-2105
西之表市、中種子町、南種子町	西之表保健所	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-0012
屋久島町	屋久島保健所	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	0997-46-2024
奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町	名瀬保健所	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-52-5411
徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町	徳之島保健所	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津4943-2	0997-82-0149

実施医療機関

県内の実施医療機関

実施医療機関名	住所	電話番号
レディースクリニックあいいく	〒891-0114 鹿児島市小松原1-40-2	099-260-8878
竹内レディースクリニック	〒899-5421 始良市東餅田502-2	0995-65-2296
松田ウイメンズクリニック	〒892-0844 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル3F	099-224-4124
あかつきARTクリニック	〒890-0053 鹿児島市中央町11-2階	099-296-8177
徳永産婦人科	〒890-0034 鹿児島市田上2-27-17	099-202-0007

県外の実施医療機関

厚生労働省ホームページ(厚生労働大臣の定める先進医療実施医療機関)

